

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡スポーツユナイテッド定款（以下「定款」という）第2章に基づき、会員について定める。

(目的)

第2条 女性スポーツを応援し、女子サッカーチーム「静岡SSUボニータ」の活動を通じて、会員相互の親睦を深め、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(会員の種類)

第3条 当法人の会員の種別は、定款第5条に定める通り、正会員、賛助会員、学生会員で構成する。

(入会申し込み)

第4条 入会を希望するものは、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金・会費)

第5条 当法人の会員は、以下の通り会費を納めなければならない。

(1)正会員 年会費 30,000円 (1口)

(2)賛助会員 年会費 10,000円 (1口)

(3)賛助会員（個人） 年会費 3,000円 (1口)

(4)学生会員 年会費 静岡産業大学サッカーチーム女子第8条別表1に定める個人会員の金額とする。

2 当法人（1）（2）の会員資格を取得するにあたり、10,000円の入会金を納付するものとする。

(会費等の返還)

第6条 本会は、既に納付された会費等については、これを返還しないものとする。

(有効期間)

第7条 本規程に基づく会員契約期間は、毎年度1月～12月とする。

(退会)

第8条 退会を希望するものは、当法人所定の様式に必要事項を記入し、申し込むことで退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後の当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の場合には会員の資格を喪失する。

(1) 退会をしたとき

(2) 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(3) 当法人の定める定款、規程等に違反し、あるいは当法人の名誉及び信用を著しく傷つけ、理事会で除名の決議がなされたとき。

(サービスの利用)

第 10 条 正会員、賛助会員は、当法人の提供する以下のサービスを利用することができます。

ビジネスや文化交流を目的とした、会員相互による親睦会の利用。

親睦会の開催回数については、正会員は年 3 回、賛助会員は年 1 回とする。

(補足)

第 10 条 本規程に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

(付則)

1 本規程は 2019 年 11 月 1 日から施行する。

2 本規程は 2021 年 5 月 14 日改定。

3 本規程は 2022 年 1 月 1 日改定。